

論文第九

リスボン大地震におけるポルトガル王権の緊急政策と
社会各層の救援活動

第一節 リベイラ王宮の壊滅とポルトガル王権の緊急政策

一、リベイラ王宮の壮観と壊滅

二、ブラガンサ王家の家系と被災

三、ポルトガル王権の統治機構と國務尚書カルヴァリオ

四、緊急政策の基本史料―その書誌学的課題

第一節 リベイラ王宮の壊滅とポルトガル王権の緊急政策

一、リベイラ王宮の壮观と壊滅

一五〇〇年マヌエル一世はサン・ジョルジエ城砦のアルカソバ王宮に代えて、テージョ河畔で新たな王宮の造営を開始した。初代の国王アルフォンソ一世が居城と定めた王宮は、リスボン最古の市街、アルファマ丘陵の頂上に位置するが、海運と交易にはやや不便な位置にある。眼下に広がるテージョ河畔には、つとに十三世紀から遠洋航海の基点が築港され、一四九八年ヴァスコ・ダ・ガマの艦隊もここからインド遠征に船出した。デジャニラ・クトー著『リスボンの歴史』にはリベイラ王宮の造営がつぎのように記述される。

テージョ河に面するリベイラ王宮の建設は、一五〇〇年に開始され、一五〇五年に完成した。中世風の建築様式で統一されたアルカソバ王宮とは異なつて、新たな王宮は数棟の大建造物から成り、中庭（王宮広場）は柱廊に圍繞される。外観は武骨な印象を与えるが、内部はドイツから輸入した家具、美事な絵画、琥珀製の鏡、彫琢された燭台で飾られ、豪華な内装様式と北欧諸国の流行、ブルジョア風のアンテ・イミスムとの結合を示している。華麗な王妃の間の上階は、外国使節を歓待する広間で、ゲルマン・サロンと呼ばれた。

王宮には聖トメに献じられた礼拝堂も付設される。南棟の中央に拱門、王宮門が築かれ、のちに上部は時計塔に仕上げられた。拱門を通ると、広大な中庭（広場）に達し、インド商務院を含む一連の建築が北側に構える。テージョの砂州が拡大したため、ジオアン四世の御代に中庭の河沿いが閉鎖され、そこに新たな建物、フランドル館が建設された。

他の棟も宮殿の一部であつて、高等法院、國務院、財務省が配される。海外での商易に係わる主要機関、たとえば兌換局もそこに近い。同じ地区の艦隊統率本部に隣接し、各種の武器や大砲が集積される兵器廠、さらには國務院の背後、サン・ドミンゴの王室厩舎もマヌエル一世によつて建造された。十六世紀には異国の樹木を栽培する植物園が、裏手の火砲工場を覆い隠す。立ち昇る火薬の煙も、インド商務院に保管されるクルミやシナモン胡桃の芳香で、風向きによつては清められた。

リベイラ王宮に隣接するコルト・レアール宮殿をはじめ、多くの貴族も周辺に御殿を構えた。カダヴァル公爵家、タヴォラ侯爵家、ベラ侯爵、リンハレ公爵等の豪邸はテ

ジヨ河畔に位置する。また、王宮から遠からぬ丘陵シアードにはアレグレット侯爵、ヴィイオソ侯爵、ニザ侯爵が居住した。王宮の北側では王立歌劇場と総大司教教会が偉容を誇り、河岸地区ではサン・パウロ教会や：：教会が、丘陵ではサン・フランシスコ教会、カルモ修道院、サン・ロケ教会、聖霊修道院、サンタ・カタリーナ教会が屹立する。商易の中心、新町界限で開発され、たとえばイタリア人の豪商、ジヨアン・バチスタ・ロベランもそこに居住し、香料や奴隷を売買した。

王宮一帯の壊滅はリスボン大地震における最大の物的被害と考えられる。聖霊修道院で瓦礫に埋もれ、オラトリオ会の同志に救出された神父マノエル・ポルタルは、著作『リスボン震災詳述』においてリベイラ王宮と政府諸機関の被害をつぎのように記録する。

王宮は地震によく耐えたが、火災によって壊滅した。猛火によってインド商務院の穹窿が崩れ落ち、そこに蔵される莫大なダイヤモンドと金銀一万一千件から一万二千件が灰燼に帰した同じく王宮のあらゆる画廊、広間、居室、控室、官房が豪華な設備、金製銀製の食器、豪奢で得難い宝玉、貴重な家具、さらには七万冊を所蔵し、ヨーロッパ随一と評される図書館とともに焼失した。こうした王宮内部の被害はその巨大さを測り知れない。

王室ご一家はベレンにおられ、神慮により国王陛下は死を免れた。王妃と王女的身を飾る宝石類も部分的に救われた。しかし、リベイラ王宮の炎上とともに、そこにある王族の寝室と貴重品はすべて燃え尽きた。

総大司教教会広場に面する新しい建造物、建築家フェデリコが天分を發揮した建造物も完全に焼尽した。歌劇場の障壁は土台から焼け焦げ、内部のユニークな観客席など一切が楽屋とともに焼尽した。壮大な王宮とともに、他の堂宇や旧リベイラ公爵邸も類焼し、完全に燃えた。大理石で築かれた大礼拝堂も、上方の建造物もすべて焼尽したのである。

主要な省庁もすべて火災に襲われた。宮内府、財務省、軍事省、三身分協議会、インド商務院、王立税関所、軍事財務局、その他多くの省庁が炎上した。これら壊滅した省庁における書類の焼失と公私にわたる損害も、いかに膨大であるかは測り知れない。

二、ブラガンサ王家の家系と被災

スペインの専制君主フェリペ二世によって六十年間属国として繋がれたポルトガルでは、四十名の貴族と知識人が一六四〇年リベイラ王宮の副王を襲撃し、再高位の貴族、ブラガンサ公爵を擁立して再独立を達成した。十七世紀の前半ジヨアン五世はブラジル

での金鉱開発を財源に黄金時代を築き、ハプスブルク家のマリア・アンナ・デ・オステリアと華燭の宴を挙げた。彼女は神聖ローマ帝国皇帝カルロス六世の長女、後年即位する皇妃マリア・テレジアの叔母である。

国王ジョゼ一世は一七二一年に生まれた長女マリア・バルバラ王女は、のちにスペイン国王フェルナンド六世と結婚し、イベリア半島の緊張を緩和した。三歳でジョアン五世の長男が夭折したあと、一七二四年ジョゼ王子が呱呱の声を挙げた。やがて王子はスペインの王女マリアナ・ヴィトリアと結婚し、一七五〇年ジョアン五世の逝去に伴ってジョゼ一世として即位する。彼はブラガンサ王朝の開祖ジョアン四世の曾孫、同王朝第五代の国王に当たる。

一七五五年十一月一日ジョゼ一世とその家族はベレン離宮で地震に襲われた。ベレン離宮はリベイラ王宮の西約六キロに位置し、近くには大航海時代の記念塔やサン・ジェロニモ修道院が聳える。十一月四日後王妃マリアナ・ヴィトリアはマドリッド郊外に隠棲する実母イザベル・デ・ファルネーゼに至急便を送った。この書簡は地震発生後もっとも早い時期に発せられた国際便であるとともに、女性の筆で綴られた稀有な震災記録のひとつに数えられる。

スペイン王母イザベルに宛てたポルトガル王妃マリアナ・ヴィトリアの書簡

親愛なる母君へ

拝啓。この手紙は国王専用の特別便で送ります。虚偽の情報を得て、絶望される前に、急ぎ消息を伝えるよう、助言を頂いたからです。

私たちは全員無事で、生きております。神を千回讃美されますように！

土曜の朝九時四五分、私たちは大地の凄絶な揺れを感じました。立居がほとんどできず、辛うじて室外に逃れました。アラビア風の階段を駆け降り、神の加護がなければ、頭か脚を骨折したでしょう。すこしでも前方へと進みながら、怖れおののき、最期のときと感じたことをお察しください。国王は反対側の出口から避難し、すぐに私と一緒にになりました。娘たちは礼拝堂にあぐら落ち合うことができず。

ああ、神よ！彼女らは居室が破損したのに、無傷だったのです。以後私たちはみな広い緑地で野宿しています。

リスボンは完膚なきまでに破壊され、多数の人々が圧死しました。お気の毒にペレラダ（リスボン駐在スペイン大使）もそのひとりです。事態を一層悪化させているのは、火災が燃え盛り、首都の広大な地域を焼き尽くすのに、だれも消火のために立ち戻ろうとしません。

（リビエラ）王宮はなけば倒壊し、残りの部分も内部の装備とともに焼け尽しました。

愛する母君よ、多く語れぬ私を、どうかお赦してください。危機と混乱の最中で余

裕がないのです。怖るべき災厄ですべて破壊されました。私たちが救われるよう、どうか神にお祈りください。

敬具。

ベレン、一七五五年十一月四日

母君のもっとも従順な娘

マリア・アンナ・ヴィトリア

宮殿の骨格は地震に耐えたものの、内部の破壊が甚だしいため、一キロ北のアジューダ緑地に国王一家は避難した。用意された幌馬車のなかでその日は眠れぬ一夜を過ごし、急遽翌日そこに仮設御所が造成される。以後その建物がながく国王の居所となり。焼尽したりピエラ王宮に代えてそこで宮廷が営まれる。国王一家もそこに住んだ。同年十二月王妃はスペイン王室へさらに便りを寄せる。

地震がいまも繰り返すので、市街へは戻れません。身を寄せるベレンの被害が軽少であり、神に讃美を捧げますが、すべてに補修を要します。・・・母君からのお尋ねに答えるとすれば、例年避暑に来るリヨン郊外、ベレン離宮の近くに木造のささやかな宮殿を建てるのが、国王陛下のご意向のようです。・・・破壊を免れたマフラの宮殿へ陛下が転居される、と噂する人々もいます。ありえない、と私が思う理由は、現状のままリスボンから遠ざかるのは得策でないこと、またマフラほど壮大で高層の建築はかえって危ないことです。したがって、なお天幕の下に長居するほうを選びますが、寒さで震える季節となりました。

ベレン離宮はリベira王宮の西約六キロに位置し、近くには大航海時代の記念塔やサン・ジェロニモ修道院が聳える。しかし、王都におけるカトリック祝祭の盛儀には王侯の臨席が通例であり、万聖節の午前ジョアン一世が郊外にいたことに疑問が浮かぶ。のちに王権と拮抗するイエズス会の文書には、地震発生の当日王宮にいなかった国王を非難する文言も見出される。多くの大地震研究のなかでこの疑問に答えるのはアメリカ人ジャーナリスト、ニコラス・シユラティだけである。その著書『最後の日―一七五五年リスボン大地震における怒り、破壊、理性』において彼はつぎのように説明する。

Rainha D. Mariana Vitória, Carta a sua mae, a rainha Isabel de Espanha, 4 de Novembro de 1755. in Caetano Beirão, Descrição Inédita do Terramoto de 1755 como o viu e viveu a Rainha D. Maria Vitoria, *Artes & Coleções* 1, no.1 (June 1947).

Nun Gonçalo Monteiro, *D. José, nas sombras de Pombal*, Lisboa, 2008. pp.105-106.
 Nicolas Shrady, *The Last Day Wrath, Ruin, and Reason in the great Lisbon Earthquake of 1755*, USA, 2008. pp.21-22.

Rainha D. Mariana Vitória, Carta a sua mae, a rainha Isabel de Espanha, Decembro de 1755. in Monteiro, *op.cit.*, p.106.

万聖節の日国王は暁に目覚めた。ジョゼ一世、王妃マリアナ・ヴィトリアは四人の王女を伴って、早朝リベイラ王宮の王室教会ミサに列し、すべての聖者、とくにポルトガルを守護する聖ジョルジュに然るべき祈りを捧げた。儀式を済ませると、国王一家は黄金馬車に乗り、ベレンの離宮を目指して、テージョ沿道を走らせた。その背後には雅やかで多彩な一行、聖職者、聴聞司祭、廷臣、侍従、女官、侍女、従僕などの一行が続いた。かねて王女たちが祭日を田園で過したいと望み、野外の悦楽、とくに狩猟を好む国王も同意したのである。石畳の街道四マイルを馬車はベレンまで進む。壮麗な一日に思われた。到るところで教会の鐘が響き、歡呼する沿道の群衆は、王家の行進に脱帽して敬礼した。

シユラデイの著作では王妃の十一月四日付書簡など類書にみられぬ独自の史料がしばしば提示され、想像を加味した具体的な描写は当時の世情を彷彿とさせるが、この段落では残念にも推論の典拠が示されていない。

専制君主ジョアン五世は一七五〇年に逝去し、その晩年摂政を務めた王妃マリシア・アンナ・デ・オステリアも大地震の前年に世を去った。地震発生するときベレン離宮に居合わせた王族は国王ジョゼ一世と王妃と王妃マリシア・ヴィトリアのほか四人の王女、すなわち一七三四年生れのマリシア、一七三六年生れのアリシア・アンナ、一七三九年生れのマリシア・フランシスカ・ドロテイア、一七四六年生れのマリシア・フランシスカ・ベネディタであった。

のちに長女アリシア・アンナは国王ジョゼ一世の逝去のあと、ポルトガル最初の女王、マリシア一世として即位する。二一歳のとき大地震を経験した彼女は、カルヴァリオの壮大な再建事業と厳酷な独裁政治を三十年間見詰め、即位するやただちに要職の解任と王都からの追放を言い渡した。その後マリシア一世は重い精神疾患に冒され、加えてナポレオンの侵攻とリオ・デ・ジャネイロへの遷都など悲痛な運命に曝された。悲痛な心疾の遠因には、リスボン大地震の衝撃が含まれるかもしれない。

三、王権の統治機構と國務尚書カルヴァリオ

一八二二年にパリで刊行された労作『ヨーロッパ諸国との対比におけるポルトガル王国とアルガルヴェ国に関する統計学的論究』でイタリアの著名な地理学者アドリエン・バルビは、王権の統治機構を十一世紀アルフォンソ六世によるカステリア建国から説き起している。この時期における統治の基盤は、貴族、聖職者、平民の各代表からなる三身分議会であり、国民的な統合のためには諸身分の自由と平等が尊重されたという。この制度はリスボンへの遷都後も保持され、コインブラ、サンタレム、エヴォラ等でも会議が開かれた。一三八五年コインブラでの三身分議会は、ジョアン一世を選出してア

Shrady, *op. cit.*, pp.20-21.

Jenifer Roberts, *The Madness of Queen Maris, the Remarkable Life of Maria I of Portugal*; Chippenham, 2003, pp.23-24, 54, 57-58.

ヴィス王朝を開祖させ、以後戦争に反対する議会の決議にも国王は従った。しかし、国王の権力が強まるにつれてこうした伝統は軽視され、一六九七年ペドロ二世のもとで開かれたのち、ジョアン五世は煩雑さを理由に一度も招集していない。

一七五五年大地震への緊急政策を主導する官職、国務尚書の起源と任務については、ジュリア・コロプトチェンコの論文「国務尚書」外務・軍事担当―その制度、機能、人材（一七三六年―一七五六年）が詳細である。ここでは国王の諮問を受ける最高の審議機関、国務会議との連関、さらには国務尚書の歴史の変遷も明らかにされる。

国務尚書なる官職は国王の経国催眠済民を補佐する必要から造られた。国王の輔佐としてその起源は国璽尚書なる官職にあり、アフォンソ三世の御代から重要な役割を担い、ペドロ一世の御代には国王秘書官とも呼ばれた。

やがて国務会議の設立に伴い、国務尚書の役割も明確にされる。セバティアン王に定められた一五六九年年の法規によれば、議案を作成して国務会議に参加し、議事の結果を国王に報告するのが、国務尚書の任務である。その他国政、人事、財政、外務（インド関係）に係わる文書もここで扱われる。 中略

ジョアン五世の治世における国務尚書についてはふたつの局面に区別できる。第一の局面には従来の国務尚書三鼎立、すなわち国政担当、人事担当、公文書担当が制度的には維持されたものの、国政を担当するディアゴ・デ・メンドンサ・コレ・レアルが特出し、国王に密着して国事を采配した。

絶対王政の専制的な統治が強まるにつれて、王権を支える三身分会議や国務会議が形骸化し、国王の側近である国務尚書にあらゆる権限が集中する。ジョアン五世の即位とともに国務尚書に抜擢されたディアゴ・デ・メンドンサ・コレ・レアルは、勉励と識見を發揮して三十年間事実上宰相の役割を続けた。その時期に刊行された著者不詳『都市リスボン細叙』には国務尚書の公務が「つぎのように描かれる。

国務尚書には謁見の時間が定められていない。いつであるか予測できないけれども、定期的に日々二度は国王に拝謁し、退出の時刻は定まっている。奏上は早朝なされることもあるが、多くは午後である。彼が退出する歩廊や王の間に通じる片隅には早くから大勢の人々が控え、だれもが彼に近いたり、話かけようとす。国務尚書がときには立ち止まり、まさしく傍らの人に耳を傾ける。遙かな未来まで見据え、万人の願いを聴き入れる方だからである。普通は二時間か三時間国王に拝謁し、官房に戻ると、順列に応じてある人たちには公的な問題について、他の人たち

Adrie Balbi, *Essai statistique sur le Royaume de Portugal et d'Algarve, compare aux autres etats de l'Europe*, Paris, 1822. tome I, pp.241-243.

Julia Platonovna Korobtchenko, *A Secretaria de Estado dos Negocios Estragero e Da Guerra, a Instituição, os Instrumentos e os Homens.* (1736-1756),

Universidade de Lisboa, Mestrado em Historia Moderna 2011. pp.21, 26.

には個別的な事柄について指示を与える。

一七三六年ディアゴ・デ・メンドンサ・コルテ・レアルが逝去し、国務尚書の改革が可能となった。ジョアン五世は国務尚書の職掌を明確にし、三つの分野に改組した。すなわち、国務尚書Ⅱ内務担当、国務尚書Ⅲ外務・戦争担当、国務尚書Ⅳ海軍・拓殖担当である。これらのうち国務尚書Ⅱ外務・戦争担当には、マルコ・アントニオ・デ・アゼヴェド・クチンホが任命され、宰相の役割を果たした。一七五〇年ジョアン五世に続いてクチンホが世を去り、イギリス大使とオーストリア大使を歴任したセバスチアン・ジヨゼ・デ・カルヴァリオ・デ・メロが、先王の王妃である摂政マリア・アンナ・デ・オステリアの推挙により後継者に任命された。以下一七三六年七月二八日に制定された法規から外務・戦争担当の任務に関する法文を訳出する。

国務尚書Ⅱ外務・戦争担当の所掌事項は、あらゆる国々の宮廷への交渉、各国へ派遣される外交使節の任命、外交に係わる種々の公文書、すなわち訓令、王命、指令、返書等の発布を第一とし、外交に要するさまざまな経費の決済、国家間の和平、開戦、友好、同盟、通商に関する条約や宣言の締結がつぎに挙げられる。また、外国の国王や君主への書簡、ポルトガル宮廷に派遣された外国使節との会談、さらには戦時において戦争と陸軍に係わる一切、平時においても軍事費、兵器庫、病院、要塞、陣地、兵器廠、軍需品の管理、国王軍のあらゆる軍務と事務への任免、国王から発せられた命令や規程の告知を取り扱う。

カルヴァリオに関する定評ある評伝、コンダ・ダ・カルノタ著『ポンバル侯爵』は、彼の生い立ちと経歴について比較的詳しい。一六九九年カルヴァリオはポルトガル中部の小都市ポンバル近くの寒村で郷士の長男として生まれた。由緒ある家系の母親と伝えられるが、高い身分の出目とは言えないであろう。コインブラ大学に修学した彼は、中世的な学問に専念できず、早々に学園から離れた。そのうち軍部での勤務を続けながら、歴史学、法学、政治学を独学で修め、やがて叔父の紹介によって宮廷での職務を与えられる。一七三九年大使としてイギリスに派遣された彼は、名誉革命を成就したロンドンで立憲君主制と啓蒙思想に心を惹かれる。その五年後ウィーン駐在のポルトガル大使に任命されたのは、神聖ローマ帝国とローマ教皇庁の摩擦を調停するためでもあった。最初の妻ドンナ・テレーザの訃報をこの地で手にしたカルヴァリオは、やがて貴族の令嬢レオノーレ・エルネスチヌ・ダウンと結ばれるに至る。レオノーレの父ヘンリ・リチャード・ダウン伯爵は、オーストリアの由緒ある家系に属し、赫々たる武勳でも知られていた。皇位継承をめぐる混乱のなかで、皇帝フランツ一世と皇妃マリア・テレジアが即位できたのは、とりわけダウン伯爵の尽力による。同家の令嬢とカルヴァリオの婚礼

Anonyme, *Description de la ville de Lisbonne*, Paris, 1730. pp.150-151.

Korobichenko, op. cit., pp.30-37.

Alvara de 28 Julho 1736. *Gazeta de Lisboa Occidental*, 23 Agosto 1736. pp.407--408.

がウィーンで盛大に催され、王妃みずからその祝宴を主宰した。数年後彼の帰国に際してマリア・テレジアは、ポルトガル王国の摂政マリア・アンナ・デ・オステイア、ほかならぬ王妃自身の叔母に向けて、枢要な地位への登用を進言したのである。王位を継承したジョゼ一世から篤く信頼され、次第に王権の中軸を担うカルヴァリオが、カルタノによる評伝においてつぎのように記述される。

いまやセバスチアン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・デ・メロ(ポンバル侯爵)は、国王(ジョゼ一世)の全面的信頼を一身に受け、かねて探究と熟慮を重ねた改革を推進する権限を手中にした。慎重に開始し、堅実に進む必要があった。国王の愛顧が長期に続く保証はなく、ふたつの強力な階級、貴族および聖職者との対立や抗争を招いてはならない。中略

形式的にはペドロ・デ・モッタが宰相の地位にあつたが、病弱な彼には国政の然るべき役割が過重であつた。そのため王室から発せられる法令や王命はすべてカルヴァリオを通して公布され、国王が単独で政策を提示することはなかつた。

国務尚書に就任したカルヴァリオはまもなく革新的な対外関係と経済政策に着手するが、ここでは国王への心遣いと親密さを伝える証しとして、オペラ振興に係わる秘話を挿入する。マヌエル・デ・ブリト著『ポルトガル十八世紀のオペラ』には、イタリアのカストラート歌手、ジツィエツロの招聘について国王側近の苦勞が叙述される。

一七五〇年七月三一日にジョアン五世が逝去し、早くも翌年の三月ジョゼ一世は招聘可能な最良のオペラ歌手と交渉を始めた。外務担当の国務尚書にして後年独裁的な宰相となるセバスチアン・ジョゼ・デ・カルヴァリオ・デ・メロ(ポンバル侯爵)が、ローマ駐在イタリア大使アントニオ・フレイレ・デ・アンドラデ・エンセラボデスと交わした一連の書簡によれば、ジョアッキノ・コンティ(通称ジツィエツロ)との折衝を開始し、招聘に経費を惜しまぬ国王の意向を示した。遅々たる交渉が一七五二年三月まで一年間続き、種々の根回し、籠絡なごりく、密事を必要とした。(特殊のポルトガル人周旋屋も雇い、賄賂を求める歌劇団経営者アバトにも応じた。)最初の書簡で国務尚書は総大司教教会と王宮音楽堂での演奏を求めたが、のちにその契約は王宮音楽堂のみに変更された。

ジツィエツロ自身への契約も高額に過ぎることに、カルヴァリオはある書簡でイタリア大使に共感しているが、寛仁大度な国王は意に介せず、そのように指令した。住居費、飲食費、交通費のほか、契約終了後の手当もそこに含まれる。ミラノ歌劇場で演じたのち、ジツィエツロは謝肉祭のあと陸路の旅に就く。旅路の難を避けるため、カルヴァリオが綿密な案内図を届けていた。自身の馬車で彼はローマへ寄り、以後旅

の負担はすべてポルトガルに依存した。

著名なカストラート歌手ファリネッリは一七三三年スペイン宮廷に招聘され、九年間その美声でフェリツペ五世の心疾を癒やし、国事にも参与した。後を継いだフェルディナンド五世もファリネッリを信頼してなおマドリッドに留め、ポルトガルから嫁いだ王妃バルバラ・デ・ブラガンサはとりわけ彼に傾倒したと言われる。ジツイエツロもまたマドリッドやロンドンの舞台上に立ち、作曲家ヘンデルから高く評価された。

ジヨゼ一世のオペラ愛好はスペイン王室の影響もあってさらに熱烈となる。一七五五年イタリア建築家ジョヴァンニ・カルロ・ビビエナの設計によって新たな歌劇場が落成し、こけら落としとして三月末日王妃の誕生日にイタリア歌劇『インドのアレクサンドロス』が上演された。この豪壮な歌劇場が、地震と火災によって灰燼に帰したことは、マヌエル著『リスボン震災詳述』で委細に語られる。

四、緊急政策の基本史料と公文書読解の主要な課題

一七五五年十一月一日未曾有の大地震に襲われたポルトガル王権は、ただちに震災への救援活動と危機管理を開始した。その骨格をなしたのは、地震発生の当日から一年半余に及ぶ膨大な数の公文書である。これらは国王ジヨゼ一世の勅令を中軸として、王権による布告や通達、さらには関連する書類から成り、リスボン大地震への緊急政策として著名である。

一七五八年これらの公文書を集積し、要約と解説を添えた著作が、リスボンで刊行された。すなわち、『一七五五年の地震に対するリスボン宮廷の緊急政策―要綱と法令』である。王権の緊急政策を総体的に原典から把握するにあたり、現在私たちは主として依拠することができるのはほかにない。その題名をまずつぎに掲げる。

Memorias das Principaes Providencias, que se derão no Terremoto, que padecio a Corete de Lisboa no anno de 1755, ordenadas, e Offerecidas a Magestade Fidelissima de Elrei D. Joseph I. Nosso Senhor por Amador Patricio de Lisboa.
Lisboa. M. DCC. LVIII.

『一七五五年王都リスボンで発生した地震に対する緊急政策編纂―いとも敬虔な国王陛下ジヨゼ一世陛下の法令および恩恵のついで』マヌエル・パトリシオ・デ・リスボア編、一七五八年。

この書物の編纂は国務尚書カルヴァリオの委嘱によって着手され、リスボアなる筆名のみ示されているが、編者はオラトリオ会の学僧フランシスコ・ジヨゼ・フレイレとさ

れる。全巻三七二頁にわたる同書では述べた勅令、布告、通告など、二三四件の公文書が本編として集積された。ここでは勅令等が目的別に十四の分類項目に大別され、枠内ではほぼ発布の日付順に配列される。加えて編者はジョゼフ一世の仁愛と偉業を讃える序文、さらには解題として分類項目十四の要約と解説を執筆し、それらを公文書集録の前段とした。以下本稿ではこの史料を『リスボン大地震緊急政策編纂』または『緊急政策編纂』と略記する。フレイレの執筆による解題まえがきを訳出する。

祖国への愛という美德の堅持に努めつつ我等は、ポルトガル王国の首都で一七五五年に発生した凄惨な震災に際して、遂行された緊急政策の編纂に着手する。かくも壮絶な災厄の惨憺たる痕跡を後世に伝えるべく、多数の文書が綴られた反面、必然的に派生する幾多の苦難を対処し、震災の打撃を倍加させぬため、遂行された偉大なる緊急政策を未来に伝える記録がいまだ存しないからである。

忠誠なる国民の熱意を受けて、かかる記録の欠如を補正し、敬虔であられる国王陛下が宮廷の行政者に補佐されて、動乱の日々遂行されたすべてを、後世の人々に伝えることが肝要である。類似する災厄においてそれが範例と役立つことを、慈悲深き神は望まれるであろう。それゆえ国王陛下はかくも苦渋な試煉を受けた王国を巡幸される際に、今後人々が甚大な災害を蒙らねよう、我等の記録を配布される。緊急政策に感謝するあまたの讃辞において多く語られるのは、これなる災厄の不可避とも言つべき衰滅を美事に阻止したことである。

緊急政策の記録集成においてフレイレの功績は絶大であり、王権の救援事業と危機管理はおおむね彼の編纂に基づいて理解された。なかでもとくに平明な史料の配列と簡潔な要約によって彼の著作がヨーロッパ各国に知れ渡る。早くも一七五九年パリ王立アカデミーのポルトガル通信員バロスによって、これがフランスの書評誌『ジュルナル・デ・サヴァン』で紹介され、さらに翌年フレロン主幹『ジュルナル・エトランジエ』四月号に、ポルトガルの聖職者マガルハエンスが、『緊急政策編纂』の大意を寄稿した。とりわけフレイレ執筆の解題を彼はつぎのように推奨する。

これなる書物の第一部として編者は、リスボンの震災に際して講じられたすべての方策を、十四の項目に大別して詳細に叙述する。これこそ事象の配列、理念の精選、表現の琢磨において、さらには文体の平易さ、明晰さ、流麗さ、緻密さにおいて、ポルトガル語で綴られたもっとも美事な物語のひとつである。

Francisco José Freire, *Memorias das Principaes Providencias , que se derão no Terremoto, que padeceo a Corete de Lisboa no anno de 1755*, Lisboa, 1758. pp.1-2.

Abbée de Magalhaens, *Lettre ecrite aux Auteurs du Journal Etrange, Expiens un usage après le tremblement de terre de Lisbonne. dand Journal Etranger.* Avril 1760. p.206.

以後フレイレの編纂は現代の研究者にも多大の影響を及ぼし、ケンドリックの先駆的な業績、一九五五年刊行の『リスボン地震』から二〇〇七年に上梓された国際的な共同研究『リスボン大地震再考』に至るまで、ポルトガル王権の緊急政策に関する論述は総じて『リスボン大地震緊急政策編纂』に沿っている。膨大な史料を駆使し、典拠に厳密なフランカ著『啓蒙の都市・ポンバルのリスボン』とペイス著『神の怒り―一七五五年リスボン大地震』においてすら、前段である同書の解題が参照されるに止まり、公文書自体の本文は提示されていない。フランスの地震学者ポワリエも著書『リスボン地震』において、王権の救援活動と危機管理を考察する道程として、フレイレの分類項目にまず言及し、それらの題名十四を列挙しつつ論を進めている。

フレイレ編『緊急政策編纂』を初めて繙くとき、私たちもこうした解題と解説があたかも本編であり、膨大な法令集が煩雑な補助史料のごとき印象を受ける。しかし、原典である公文書を逐一検討し始めるや、フレイレの編纂がときには適切でも周到でもないことに気づく。多岐に渡る文書を、簡略な概要で纏められぬのは当然として、項目への仕分けや題名の設定がしばしば首肯し難いのである。次節以降で論証に努めるとおり、十四項目への編成により全体として緊急政策と救援事業の壮大で多彩な構図が崩れ、巨大な組織の役割と活動の指揮系統が霧に覆われるのは、史料の解釈と史実の把握を左右する重大な煙幕と言わざるをえない。

『緊急政策編纂』のこうした編纂に対処する上で、貴重な手段として重要な史料が遺されている。エデュアルド・オリヴェイラ編『リスボン市史公文書集成』がそれである。この著作は一八八五年ポンバル侯爵歿後百年を記念して発刊され、一九一一年によつて全十八巻が完結した。

Eduardo Freire de Oliveira, *Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa*, 18 tomos. Lisboa, 1885-1911.

『リスボン市史公文書集成』 リスボン市庁古文書官エデュアルド・デ・オリヴェイラ編、全十八巻、リスボン、一八八五年―一九一一年。

十二世紀自由都市リスボンの淵源で幕を開けるこの大著は、六百年の星霜を積み重ねたのち、第十六巻において大地震の圧巻によつてやく至る。その主要な内容はポルトガル宮廷とリスボン参事会との間に交わされた勅令ならびに建白であり、これらに編者オリヴェイラは被災状況の概要と史料への註釈を添えている。古文書官の職務にあるオリヴェイラは、フレイレの『緊急政策編纂』に執着することなく、リスボン市庁で蓄積された古文書を底本として、大地震に係わる法令を発布の日付順に配列した。第十六巻の中核をなすリスボン大地震の部門において史料集成の意義を彼はつぎのように明言する。

熟慮された賢明で一貫した緊急政策が、早くも一七五五年十一月一日午前を開始され、民事・刑事の司法を統御する高等法院院長、軍部を統率する兵馬総帥アリアルヴァ侯爵ディアゴ・デ・ノロンハ、リスボン市政を統括するアレグレテ侯爵フェルナオ・テレス・ダ・シルヴァに執行が命じられた。他方セバスチアン・ジョゼ・カルヴァリオ（ポンバル侯爵）は国王の絶大な信頼を受けるとともに、国内および国外で多大の称讃を博し、宮廷での地位を登りつめる。以後実質は彼が君主の役割を果し、いわばポンバル時代を築いて王権の独裁者となった。カルヴァリオの功績のなかで特筆すべきは、多くの人々が実現不可能と考えたにもかかわらず、地震と火災によって壊滅した首都を短期間で再建させたことである。

筆名アマドル・パトリシオ・デ・リスボアによる『一七五五年首都リスボンで発生した地震に対処する緊急政策編纂』は二折判三三五頁として一七五八年に印行された。ポンバル侯爵の発意に始まる同書の編纂は、（ポルトガル人）フランシスコ・ジョゼ・フレイレ神父によって達成されたとの確証が認められる。ここでは緊急政策について系統的な類別と要約がなされ、ジョゼ一世の偉大なる宰相による思慮深く意欲的な貢献も言及されている。

参事会会頭アレグレテ侯爵に通達された公文書の原本が、リスボン古文書館に保存され、興味深い書類の若干がいまだ印行されず、その他厳しく封印されたものもある。編者はこれら原本の活用を図り、すべてここに転載する。運命的な災厄に惹起された極度の苦難を緩和し、首都の機能復旧と再建事業を遂行する使命を担って、リスボン参事会が果たした主体的で枢要な役割を、本書によって伝えたいからである。

しかし、『リスボン市史公文書集成』に採録されるのは、緊急政策に係わるすべての法令や公文書ではなく、参事会宛の勅令と参事会の建白、これらに付随する史料に限られている。たとえば震災直後一週間の発布として、フレイレは四七件の勅令等を編纂したが、オリヴェイラの採録は勅令十一件に止っている。とはいえ、第二週以降フレイレの編纂に含まれぬ法令が漸増し、都市改造や再建事業の着手される一七五六年以降には、参事会への勅令と参事会の建白が頻繁に交わされたにもかかわらず、『緊急政策編纂』では欠如している。

リスボン大地震に対する緊急政策の真価と規模を正しく把握するためには、フレイレ編纂による分類項目の大枠を外し、王権に基づく勅令や布告や通告、さらにはリスボン参事会など主要な組織の公文書を、作成と発布の順序に沿って検討することが肝要である。こうした史料の読解に際してとくに留意すべきは、編纂の基本的姿勢における両者の相違であろう。成立の経緯からも察せられように、フレイレの尽力がポルトガル宮廷、ひいては独裁的政権を固めつつある実力者に傾いたことは否定できない。これとは対照的にオリヴェイラの事業はカルヴァリオへの称讃を惜しまないにも係わらず、根底

では自由都市リスボンの伝統と矜持に支えられている。

なお、さきに述べた構成上の疑義にもかかわらず、勅令等の本文についてはフレイレ編纂への信頼をなお保持したい。なぜなら、『緊急政策編纂』と『リスボン市史公文書集成』のいずれにも収録された法令、たとえば震災第一週の勅令十一件を対比すると、それらすべての題名がオリヴェイラの編集ですべて改変される一方、本文の文脈や語句にはいかなる相違も見当たらないからである。ここでの論究においても史料の過半を、『緊急政策編纂』に依拠する所以である。

以上の考察からすれば、『緊急政策編纂』に収録された公文書は厳密な校閲に欠け、保存される原本との照合が望まれる。また、『リスボン市史公文書集成』による類推であるが、勅令等を多く発せられた他の巨大組織、リスボンの司法機関や宗教団体、さらにはポルトガル陸海軍に未公開文書が残存することも考えられる。今後そのような校閲と史料の探索が気鋭の研究者によってなされ、緊急政策の新たな編纂が成就されることを切望してやまない。

さしあたり本稿では論究の基点として『緊急政策編纂』および『リスボン市史公文書集成』の構成と内容に関して相互の異同を明確にするため、両書に収録される法令・建白等発布月日一覧を別掲として付加する。なお、この一覧のなかで略語で示される分類項目の題名をここに訳出する。

フレイレ編『リスボン大地震緊急政策編纂』 分類項目の題名

- 第一 遺体の腐敗から発生するペストの脅威を除去すること。リスボンから挙つて住民が離脱したため、無数の遺体が埋葬されず、放置されている。飢餓を防止すること。食糧を運ぶ方途がなく、穀倉の多くが瓦礫に埋れるか、火災で焼尽したため、必然的に飢餓が懸念される。
- 第二 路上に残された病人と負傷者を治療し、死の淵から救つこと。
- 第三 離散したリスボンの住民を呼び戻すこと。住民なしに居住地の再建はできない。
- 第四 盗難を防ぎ、盗賊を処刑すること。王都の街路、邸宅、寺院で掠奪がなされた。
- 第五 テージョ河で嚴重な巡察を行い、水路による盗品の流出を防ぐこと。
- 第六 アルガレヴ国、セトゥーバル市、アメリカとインドの港へ必要な援助を行うこと。
- 第七 王都での大業と治安のため、国王軍の一部を招集すること。
- 第八 民衆の安寧のため、仮住まいを用意すること。
- 第九 教会で聖務を再開すること。少数ではあるが、被災を免れるか、施設を借りた教会もある。
- 第十 流浪する修道女を呼び戻し、適当な草庵に落ち着かせること。
- 第十一 多様で孤立した民衆のさまざまな要望に応えること。
- 第十二 神の怒りを鎮め、主イエスの恩愛に感謝するため、国王陛下主宰の宗教

第十四 儀式を企画すること、
王都再建のため 最善の方途を確立すること。

初出 二〇一五年八月六日
更新 二〇一六年二月十二日

リスボン大地震公文書 発布年月日別一覧

ここに収録するリスボン大地震公文書とは、震災時における法令と方針、すなわちポルトガル王権の勅令・布告・通達、リスボン参事会の建白、リスボン総大司教の教書、リスボン高等法院の条例・指令、ポルトガル国王軍への救援・警備命令、建築・土木技術者の修復見積書と首都再設計画などを意味する。

1755年11月1日から1758年6月30日までの古文書はフレイレ編『リスボン大地震緊急政策編纂』に234件、オリヴィエラ編『リスボン市史公文書集成』に142件採録された。なお、これら両書に共通する公文書は33件に止まる。

○『リスボン大地震緊急政策編纂』における勅令等の件数は編者フレイレの仕分けによる。
○ひとつの勅令に布告等が添付される場合も1件として算出した。

○『リスボン市史公文書集成』に採録された建白等は参事会役員の改選など恒例の文書を含むが、総じて多少とも震災や復興に係りを有する。

		発布年月日	1755年11月																													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
「リスボン大地震緊急政策編纂」	I	遺体の処理	1	3	1			1	1																							
	II	食糧の確保		2	2	5		1				1			2			1						2								
	III	傷病者治療																1								1						
	IV	騒動の防止					1																									
	V	窃賊の処刑					3	2																								
	VI	焼腐の巡察			3	4	1	1	1																							1
	VII	地方への救援						2	1			2			1																	
	VIII	軍隊の招集			4		1													1								1				
	IX	住居の建設																														
	X	聖務の再開																	1	4	2	2		1							1	1
	XI	修業女の保護																		1					1		1					
	XII	折渡行軍											1	1																		
	XIII	民衆への救援	1	1	3		2																									
	XIV	首都の復興																														
市史公文書	リスボン参事会関連公文書		1	1	1	1		1	1	3		1		1	1		1					1		3	1				2			
	参事会への勅令(内務)		1	1	1	1		1	1	3		1		1									3						1			
	『緊急政策編纂』への採録(内務)														1		1						1	3	1							
		発布年月日	1755年12月上旬										12月中・下旬			1755年						1757年		1758年	合計							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	20	21	31	1月-4月	5月-8月	9月-12月	1月-12月	1月-6月											
「リスボン大地震緊急政策編纂」	I	遺体の処理																1													8	
	II	食糧の確保																1													24	
	III	傷病者治療																1		2			1							8		
	IV	騒動の防止																												1		
	V	窃賊の処刑																					1		1					11		
	VI	焼腐の巡察																									1			18		
	VII	地方への救援																								1				7		
	VIII	軍隊の招集																												10		
	IX	住居の建設			2	1					1								2		9		1		3					23		
	X	聖務の再開	1	1															1				1								22	
	XI	修業女の保護																	11		27		8							54		
	XII	折渡行軍																	3		1		1							8		
	XIII	民衆への救援																	1		1		2		11		7			29		
	XIV	首都の復興					2								1	2			2		1						2		4		11	
市史公文書	リスボン参事会関連公文書					2					2	1	3	2		27		19		11		39				16		142				
	参事会への勅令(内務)					1				1		3	2		7		6		3		16				7		61					
	『緊急政策編纂』への採録(内務)					2				1	3	2			26		13		11		39				5		109					

出典：フレイレ編『リスボン大地震緊急政策編纂』 / オリヴィエラ編『リスボン市史公文書集成』